# 地域協議

子ども特別総会に向け、2000~2001年にかけて各地域で開かれた高級レベル会合の結果からの抜粋。

1.	アフリカ・コモン・ポジション	92
2.	北京宣言	9.
3.	ベルリン・コミットメント	94
4.	カトマンズ了解	9
5.	キングストン・コンセンサス	90
6.	パナマ宣言	9
7.	ラバト宣言	98

### 子どものための 汎アフリカ・フォーラムで採択 アフリカ・コモン・ポジション

国連子ども特別総会に対する貢献として、政府、市民社会、若者グループその他の機関の代表が2001年5月28~31日にエジプトで開かれた「子どものための汎アフリカ・フォーラム」に結集し、コモン・ポジション(共通の立場)を採択した。以下、その行動計画の基本原則を抜粋する。

- ■現在の課題は、今日の日標が達成され ることを確保するというわれわれの決 意を再確認することである。われわれ は、アフリカの未来が子どもと若者の 福祉とともにあることを認識する。ア フリカ大陸が社会経済的に変貌するこ とへの展望は、この大陸の若者たちへ の投資にかかっている。子どもたちへ の今日の投資は明日の平和、安定、安 全、民主主義および持続可能な発展に **つながるものである**。われわれは、ア フリカの子どもと若者がこの大陸の人 口の半分以上を占めていることを認識 している。しかし、彼らに直接影響を 及ぼす切迫した社会問題、経済問題お よび人権問題について、彼らの意見が 求められることはなかった。アフリカ の若い声を無視してはならない。その 声に耳を傾けなければならない。
- ■われわれは、アフリカの子どもたちのニーズに対応することが緊急課題であることを確認する。子どもは政策立案者の優先順位の核にされなければならない。アフリカの子どもたちは、われわれの大陸の現在および未来に欠かせない行動主体である。
- ■われわれは、アフリカの子どもたちがさまざまな点で世界でもっとも不利な立場に置かれていることに留意する。子どもたちは、しばしばあまりにも短い生涯を送り、あまりにも限られた人生の機会にしかめぐりあえない。必要にもちは、暴力とHIV/エイズ感染にさらされ、教育を奪われ、栄養で表病の犠牲になりやすい立場に置かれている。アフリカの子どもと若者の特別なニーズおよび要求を満たすためには、焦点の絞られた関心を現在も今後も払うことが必要である。アフリカの子どもたちは全面的支援とコミットメントを、ほかならぬいま、必要としている。
- ■われわれはさらに、アフリカの若者たちが直面している未来が暴力と貧困の影響を受けていること、またHIV/エイズ、マラリアその他の伝染病によって短くされることがあまりにも多いことに留意する。われわれはまた、天災

- および人災、ならびに対外債務の支払 い、グローバリゼーションおよび貿易 自由化の悪影響によってアフリカの子 どもたちの窮状が悪化していることに も留意するものである。若者たちは国 内的・国際的行動および政策形成にち にて見過ごされてきており、また子ど もたちと若者たちのつながりはあまとり にも長くないがしろにされてきたまり かし、若者たちのエネルギーとコシットメントは前向きな変化のためのすば らしい力である。それこそが、今後数 十年間にアフリカが進んでいく方向を 決定する。子どもと若者は、まだ手が つけられていない最大の資源である。
- ■われわれは、子どもにはその身体的、 知的および精神的幸福の実現のための 健全な環境を享受する権利があること を再確認する。同様に、子どもには環 境を再生または保護する活動に参加す る義務がある。
- ■われわれは、アフリカが依然として戦争および武力紛争に苦しめられており、そのことが民間人、とくに子どもと女性に膨大かつ不釣合いな悪影響を及ぼしていることを深く懸念する。このような状況下では、子どもの人権を全面的に実現することはけっしてできない。
- ■われわれは、平和的共存と、交渉、対話および和解を通じた紛争解決に対するアフリカのコミットメントを再確認する。このことは、子どもおよび若者の保護、生存、成長および発達に資する、子どもと若者に優しい環境を生み出すための不可欠な条件である。
- ■われわれは、若干の進展は達成されたとはいえ、この11年間の成果はいまだ不満足であることを認める。全体としては、アフリカの子どもたちはふたたび10年間を失ったのであり、予見されてはいながら防げなかったHIV/エイズの悲劇により、アフリカは一世代を失う危機に立たされている。われわれは、このような成果を前にして、基本的義務をないがしるにしてきたことを認めざるをえず、また明日のためにこれまでのものに代わるパラダイムを採用するよう迫られている。われわれに

- は、アフリカの子どもと若者の10年間をふたたびあきらめる余裕はない。アフリカの子どもたちは、健康、教育および訓練に対する権利をいま享受する必要がある。同時に、子どもたちも責任を担わなければならない。
- ■われわれは、これまでのところ、アフ リカの子どもたちの特別なニーズが国 際的な政策およびプログラムに充分に 反映されてこなかったと主張する。ア フリカの子どもと若者は、あらゆる政 策立案体制において、および来たる国 連子ども特別総会において特別な位置 を占める必要があるのであり、そのこ とを要求する。本フォーラムは、その ような特別なニーズについて詳しく展 開することを意図したものである。フ ォーラムの勧告は、アフリカに関連し た具体的なものでなければならない。 アフリカの子どもと若者の懸念は、世 界の行動課題の中心に据えられなけれ ばならない。
- ■われわれは、子どもの権利を実現する 責任はあらゆるレベルに存することを 強調する。その責任は、子どもにも、 若者にも、家庭にも、地域共同体にも、 市民社会にも、民間セクターにも、各 国政府にも、準地域・地域的機関にも、 国際社会にもあるのである。「子どもに ふさわしいアフリカ」のための課題が、 真のコミットメント、持続される決意 および具体的行動のきっかけとならな ければならない。
- ■歴史的な「子どものための世界サミット」が開催され、2000年までに達成されるべき子どもの権利と福祉のための具体的目標を定めた「世界宣言」と「行動計画」が採択されて10年以上がたったいま、われわれは進展を評価すべき立場に置かれている(添付文書参照)。多くのことが達成されたものの、多くの約束と希望はいまだ満たされていない。外部要因から生じた欠点もあれば、われわれり身の責任である欠点もある。
- われわれは、子どもの権利は積極的な 文化的多様性の枠組みのなかで普遍性 を有するという原則を再確認する。

### 東アジア・太平洋地域における子どものための コミットメント (2001~2010年) に関する 北京宣言

2001年5月14~16日に北京で開かれた第5回東アジア・太平洋閣僚級協議に集まった同地域の21カ国の代表は、全会一致で「北京宣言」を採択した。宣言には、子どもの権利を保護する責任を果たすための行動の基盤となる、以下のような一連の原則と戦略が含まれている。

- ■政府、市民社会および民間セクターと協力しながら、子どもおよび若者を含むコミュニティの動員を拡大することを通じ、子どものための地球的規模の連帯および子どもに優しい社会の確立を支援する。
- ■子どもの権利条約の規定を履行するという点での達成度を監視および評価する。
- ■子どもの福祉を、国の経済的および社会的進展を示すもっとも重要な指標として国家的課題の中心に統合し、かつ、子どもへの投資に充分な資源を配分する。
- ■援助が最大かつもっとも長期的な効果を有する、子どもの人生における非常に重要な諸段階に焦点を当てることにより、すべての子どもの最善の利益を促進および保護する。そのために以下のことを確保する。
  - ■最善の幼児期ケアおよび幼児期発達、 すべての者を対象とした出生登録お よび国籍を取得する権利を通じ、す べての子どもが最高の人生のスター トを切ること。
  - すべての子どもが質の高い基礎教育 を受けること。
  - ■すべての子どもが、個人の能力を発達させ、かつ、とくに思春期に社会に参加および貢献する機会を持つこと。
- ■この10年間の国別行動計画を、来たる 国連子ども特別総会の目標と一致する 形で、かつ子ども、親および地域共同 体の意見を得て立案し、実施していく ことを奨励する。
- 統合的な国別行動計画を地方分権化されたシステムのなかで実施すべく、国レベルおよびそれ以下のレベルの機関の能力を強化する。
- ■統合された、多部門にまたがる、かつ 分野横断型の子どものためのプログラ ムを実施するため、あらゆるレベルで 子どものための戦略的同盟およびパー トナーシップを拡大する。
- ■防災体制の改善、および影響を受ける 人々に対するセーフティネットの提供 を含む社会サービスの強化や準備を通

- じ、人災および天災の悪影響を防止お よび最小化する。
- ■子どもおよび若者の懸念の考慮、なら びにその懸念に対応するための適切な 行動の立案、実施および評価において 子どもおよび若者をエンパワーメント するための機構を強化する。
- ■親および家族が子どもの主たる養育者 であることを認めて支援を提供すると ともに、最適なケア、養育および保護 を提供する親および家族の能力を強化 する。
- ■子どものいっそうの発達、保護および ケアのため、社会サービスの提供者お よびその他の養育者の能力を強化する。
- ■地域共同体、地方政府、社会組織、宗教組織、産業組織、地域住民組織および子ども組織、ならびにメディアを含む市民社会とのあいだで、子どもの福祉を確保する責任が共有されることを歓迎する。この枠組みのなかで他の組織および機関のエンパワーメントを支援し、子どもの最善の利益に貢献するうえでいっそうの役割が果たせるようにする。
- ■子どもおよび地域共同体の全面的参加 を得ることによって子どもの状況を向 上させるための持続可能な解決策およ びシステムを発展させることに優先順 位を与える。
- ■グローバリゼーションは多くの場合に 経済成長および発展を促進するとはい え、それは同時に多くの貧しい国々を 周縁に追いやるものでもあることを認 識する。したがって、子どもに悪影響 を及ぼす可能性のある貿易政策および コミットメントを見直し、かつ、子ど もおよび家族をグローバリゼーション の悪影響から保護するためのセーフティネットおよび国レベルの保護機構を 提供することが必要である。
- ■地球的な情報・コミュニケーション革命によってもたらされる機会を活かし、かつ、子どもおよび女性に利益を与えることのできる新技術を可能なかぎり効果的に活用する。同時に、その有害な影響から子どもを保護する。
- ■良質の運営および透明性を確保するこ

- とにより、あらゆるプログラムならび にあらゆるレベルおよびセクターにお いて子どもの最善の利益を確保する。
- ■これまでに得られた教訓を踏まえ、援助および対応の効果と効率性を向上させる成功要因についての理解を深める。
- ■問題を評価し、解決策を立案し、援助の対象を明確化し、かつ結果を監視および評価する一助とするため、細分化された強力な情報ベースを発展させる。成功または失敗の基準としての測定可能な指標および目標の価値を認識する。
- ■子どもおよび関係当事者の意見を得ながら、貧困層および傷つきやすい立場 に置かれたグループの状況および進展 を監視するための指標およびシステム を発展させる。

#### ヨーロッパおよび中央アジアの 子どものための ベルリン・コミットメント

一連の地域協議を受けて2001年5月16~18日にベルリンで開かれた高級レベル会合に、ヨーロッパおよび中央アジアの52 カ国ならびにバチカンの代表が出席した。この会合は、国連子ども特別総会に向けてドイツとボスニア・ヘルツェゴビナ 両国政府が主催したものである。討論の結果、子どもと若者の生活を向上させるための20項目の具体的コミットメント が採択された。その根拠となった認識を以下に抜粋する。

- ■ヨーロッパおよび中央アジア全域で子どもの権利を履行するうえで、とりわけ、1990年の子どものための世界サミットで表明されたコミットメント、および、ヨーロッパおよび中央アジアのすべての国が批准している子どもの権利条約にもとづく義務との関連で、この10年間に進展が達成されたことを認識する。
- ■市民社会、非政府組織、民間セクターならびに地域機関および国際機関、とくに国連システム、欧州評議会、OSCE、ヨーロッパ連合および独立国家共同体が子どもの権利条約の実施に対して行っている重要な貢献を**歓迎する**。
- ■ヨーロッパおよび中央アジア全域の子どもがますます人権の主体として認められるようになっていること、および、政府の戦略ならびに法的枠組み、行政上の政策および実践において、社会生活に参加する子どもの権利および自己に影響を与える意思決定プロセスに参与する子どもの権利が徐々に尊重されるようになっていることも、**歓迎する**。
- ■われわれが将来の世代に対して責任を 有していること、すなわち、とくに、 今日とられる行動が子どもたちによる 人権の享受を危うくするようなことが あってはならないということを**想起す** る。
- ■貧困ならびに経済的および社会的格差 (とくに移行期にある国々において拡大 しつつある所得の不平等を含む)、余暇 およびレクリエーションのための機会 の欠如ならびに家族構造の変化により、 子どもがその人格、精神的および身体 的能力を全面的に発達させ、かつ充実 したおとなへと成長していく可能性が 制約されていることを認識する。
- ■とくに移行期にある国々において、ますます多くの子どもたちが健全な、安全なかつ協力的な家庭環境および地域環境のなかで育つ権利を剥奪されつつあり、その結果、社会的排除の危険にさらされた子どもが増加していること、貧弱な質のケアの結果として罹病率、成長阻害および子どもの発達の遅れが

- ■子どもの健康および子どものための社会環境ならびに教育プログラムの質および生活関連性を向上させるために多くの課題が残されていること、および、移行期にある国々で全体的な財政上の制約その他の要因により公共支出が低く抑えられおよび(または)削減されているために、子どもを対象とした社会サービスの提供ならびに質の高い教育および保健ケアへの子どもによるアクセスに引き続き影響が生じていることを、認識する。
- ■ヨーロッパおよび中央アジアの国々、とくに移行期にある国々の子どもの権利を促進および保護することを目的とした社会改革およびプログラムの実施に対し、国家予算の再編成、国際援助の提供および適切な海外投資によるものも含めて支援が提供されることを確保する必要性を強調する。
- ■移行期にある国々において結核、マラリア、性行為感染症、貧血およびヨード欠乏症が増加していることを懸念し、かつ、ヨーロッパおよび中央アジアの多くの国においてHIV/エイズが広がり続けており、そのことが18歳未満の者およびとくに女子に大きな影響を及ぼしていることに、**懸念とともに留意**する。
- ■アルコール、タバコおよび違法な薬物を含む有害物質の濫用の増加が子ども および若者の身体的および精神的健康 に及ぼす悪影響を**承知する**。
- ■ヨーロッパおよび中央アジアのますます多くの子どもが、体罰、性的および経済的搾取、最悪の形態の児童労働、人身売買ならびにホームレス化のようなあらゆる形態の虐待および暴力を受ける危険にさらされていることも**承知する**。
- ■武力紛争および天災が、引き続き、ヨ ーロッパおよび中央アジアの子どもの 生活に影響を及ぼすとともにその生活

- を破壊していることを懸念し、かつ、これとの関連で、紛争の状況下において子どもの権利を保護することに関する意識を高める必要性、ならびに、化学物質による汚染および核汚染のような環境上の脅威から子どもを保護すること、および、到達可能な最高水準の健康に資するような環境のなかで子どもが成長および生活できるようにすることの重要性を**強調する**。
- ■マイノリティに属する子ども、国内避難民、難民および移民の子ども、無国籍の子ども、障害を持った子どもならびにHIVに感染した子どもおよびエイズを発症した子どもが差別の被害を受ける特別の危険にさらされていること、および、このような子どもが特別な保護、社会への融合および参加を必要としており、かつその権利を有することを承知する。
- ■若者、および子どもの権利のために活動している市民社会組織から提出された提案も含む、地域的および準地域的な準備会議および準備協議の成果に留意し、かつ、特別総会に提出するために採択された「欧州評議会閣僚委員会の政治的メッセージ」を**歓迎する**。
- ■国連システム、市民社会および子ども たち自身と協力しながら、国連子ども 特別総会の準備、ならびに、ひいては これからの10年間における子どものた めの行動の立案および実施に貢献する ことを**目指す**。

#### 南アジアの子どもたちへの投資 カトマンズ了解

2001年5月、財務・計画担当相、企業指導者、「チェンジ・メーカーズ(変革者たち)」と呼ばれる若者活動家を含む南アジア7カ国の代表団が、「子どもたちへの投資に関する南アジアハイレベル会合」に集まった。会合の成果として「カトマンズ了解」が出された。その一部を以下に抜粋する。

われわれは、子どもたちが国の未来で あり、したがって子どもたちへの投資に 国家的優先順位が与えられるべきである ことに合意する。……

われわれは、したがって、子どもたち への投資は優先課題であること、および 貧困削減は子どもたちから始められなけ ればならないことを確認する。

われわれは、子どもの権利条約(CRC) に掲げられた権利の充足を確保すること によってすべての子どもに安定した基盤 を用意する以上にすばらしい投資はない ことを、あらためて確認する。南アジア のすべての子どもたちの生存および発達 に向けて、必要な財源を配分し、かつあ らゆる必要な行動をとることはわれわれ の義務である。その対象には、住民、と くに乳幼児、青少年および女性の良好な 健康および栄養、女子および男子を対象 とした質の高い教育、飲料水および環境 衛生の改善、ならびに、あらゆる形態の 差別、搾取、暴力および虐待、人身売買 ならびに危険かつ搾取的な形態の児童労 働からの保護が含まれる。われわれは、 青少年および若者をHIV/エイズから保 護し、かつ武力紛争の影響を受けている 子どもたちを保護することが緊急に必要 であることを認識するものである。

われわれは、質の高い教育をすべての 人が利用できるようにすることが、経済 成長のためのきわめて重要な基盤である ことを認識する。しかし、圧倒的多数の 子どもたちが利用できる教育および学習 の質は大きな懸念の対象である。われわ れは、南アジアは教育における男女格差 を許容できないことを強く確認する。し たがって、アクセスおよび学習面での男 女平等を達成するための努力が強化され なければならない。

われわれは、南アジアのすべての子ど もの権利を充足しかつその福祉を達成す ること、および貧困緩和に向けた戦略に 対して充分な、時宜を得たおよび生産的 な投資を確保するために、政府、企業セ クター、市民社会、コミュニティ、若者、 国際機関およびメディアがパートナーシ ップにもとづいて活動する必要があるこ とを認識する。

われわれは、国際社会に対し、子ども の生存、発達および保護を支える環境を 創り出し、かつ、非暴力的かつ非搾取的 な国際秩序を促進するよう呼びかける。 われわれは、援助供与国に対し、制裁が もたらす可能性のある悪影響に対応する ため、子どもの権利条約にもとづくすべ てのコミットメントを履行し、債務救済 のための措置を実施し、制裁が子どもた ちに及ぼす影響を評価および監視し、か つ子どもに焦点を当てた人道的免除を確 保するよう促すものである。われわれは また、援助供与国に対し、20/20イニシ アチブにもとづいて、政府開発援助のい っそう高い割合を子どもの福祉のために 配分するようにも促す。われわれは、ユ ニセフおよび開発パートナーに対し、人 間の顔をした構造調整政策、ならびに先 進国市場への特恵的アクセスのための貿 易協定および関税協定の必要性を、精神 面でも行動面でも再確認するよう促すも のである。

南アジアの子どもたちの状況に留意し、 われわれは、

- ■子どものための世界サミット(1990年) および子どもに関するSAARC閣僚会議 (1996年)で合意された子どものための 目標を達成することに向けて、進展を 加速させる決意を再確認する。
- ■子どもに対するいっそうの投資を支持 しかつ呼びかける。
- ■開発パートナーに対し、南アジアの子 どもたちへのいっそうの投資を支援す るための援助を増進するよう促す。
- ■子どもたちに耳を傾けるとともに、子 どもに影響を及ぼすあらゆるレベルの 決定に子どもたちの参加を得る方法を 積極的に模索する。
- ■政府、民間セクターおよび企業セクタ ー、市民社会組織、コミュニティ、個 人、子どもたち、国際機関およびメデ

ィアのあいだのパートナーシップの重要性を認識する。

- ■各国の経験および模範的慣行、ならび に子どもの権利の充足のために草の根 レベルで家庭およびコミュニティに展 開する共通戦略を共有することを呼び かける。
- ■結果に関する説明責任の一環として進 展を定期的に監視しかつ振り返ること の重要性を認識する。
- ■このカトマンズ了解に対し、国連特別総会、および2001年6月8~9日にコロンボで開かれるSAARC常任委員会第3特別会期の注意を促すことを約束する。後者の会合は、国連特別総会に向けてわれわれ諸国が共通の立場をとる機会をあらためて提供してくれるものである。

われわれは、この了解の実施に向けて 活動していくことを誓約する。

#### 南北アメリカの子どもおよび社会政策に 関する第 5 回閣僚会合 キングストン・コンセンサス

2000年10月9~13日、ジャマイカのキングストンで開かれた「南北アメリカの子どもおよび社会政策に関する第5回閣僚 級会合」に閣僚および政府代表が出席した。キングストン会合は、子ども特別総会に向けて開かれた一連の地域協議の最初のものである。以下、コンセンサス声明の抜粋を掲載する。

われわれは以下のことを決意する。

- ■子どもと青少年がその身体的、知的、 精神的、道徳的および社会的能力を全 面的に発達させ、かつ人権の尊重を保 障および促進する機会を得られること を確保するため、必要なあらゆる努力 を行うこと。
- ■世代を超えた貧困の循環を断ち切り、 かつ排除、差別および人権尊重の欠如 を根絶することを目的とした、統合的 な政策および行動を策定および実施す ること。
- ■子どもと青少年に直接または間接の影響を及ぼすすべての事柄に関する意思 決定に、子どもと青少年が最大限参加できるようにするための行動および機 様を促進すること。
- ■子どもと青少年に影響を及ぼすすべて の事柄への市民社会の参加を促進する 機構の創設を支援すること。
- ■民族集団、宗教集団、言語的その他のマイノリティまたは先住民の差別および排除を根絶し、かつその多様な文化的アイデンティティを強化するための行動を促進すること。
- ■傷害、暴力、保護の欠如、性的虐待、 商業的搾取、人身売買を含むあらゆる 形態の虐待ならびに武力紛争のための 強制的または義務的徴募……から子ど もと青少年が保護されることを確保す
- ■あらゆる形態の差別および害から子どもと青少年が保護されることを確保し、かつ、子どもと青少年の平等および尊重を向上させる政策、計画およびプログラムを支援すること。
- ■法律に抵触したすべての子どもと青少年が適正手続を保障され、かつ子どもの権利条約ならびに子どもの保護のためのその他の国際的および国内的法律文書ならびに基準にしたがって取り扱われることを確保すること。さらに、法律に抵触した子どもと青少年に関与するすべての者を対象として、人権および司法運営に関する研修を提供するために必要な措置をとること。
- ■異なる能力を持った子どもと青少年

- (障害を持った者も含む)の、適切なサービス、注意およびその能力にとって 充分な教育に対する権利を確保するこ と。同様に、その家族および(または) 養育者を支援し、かつこのような子ど もと青少年の社会への全面的統合を支 えるための機構を創設すること。
- ■子どもと青少年が人権ならびに平等、 平和、寛容、正義、連帯および平等な 男女関係を促進する価値観を発達させ るのを援助するため、政府と市民社会 とのパートナーシップを奨励すること。
- ■効果的な予防、早期介入、治療および リハビリテーション戦略を含む包括的 な保健サービスの完全普及に向けた前 進を継続すること。また、HIV/エイ ズその他の性行為感染症をとくに重視 しながら、性的健康およびリプロダク ティブ・ヘルスに関する青少年と子ど もの知識を増進させること。
- ■子どもと青少年の全面的発達を促進し、 人権の尊重を身につけさせ、かつ社会 における責任ある生活に向けた準備と なるような環境における、質の高い幼 児期教育および初等教育の完全普及に 向けて前進すること。
- ■学習成果の向上を確保し、不平等を少なくし、かつ人権の充足を確保するため、包括的な幼児期ケアおよび幼児期発達に向けた資源を、利用可能性に応じて増やすこと。適切な健康、栄養および教育を支えるために市民社会および家庭と協力すること。
- ■正規の教育を利用しなかった、あるいは学校を中退した子ども、青少年およびおとなのための機会創設に向けたプログラムを策定および実施すること。障害を持った者、HIV/エイズとともに生きている者およびその影響を受けている者、思春期のさなかにある母親ならびに法律に抵触した子どものような、不利な立場にある子どもと青少年に特別な注意が向けられるべきである。
- ■すべての国に対し、子どもの権利に関わるすべての国際法文書、とくに……への署名、その批准および実施を検討するよう促すこと。これらの法文書は、もっとも傷つきやすい立場に置かれた

- 子どもを保護するための法的規範および国内行動計画を強化および執行しようとする国際的努力における、おおいなる前進を象徴するものである。
- ■援助供与国および債権国ならびに国際 金融機関に対し、公的債務負担を救済 する具体的方法の採択を加速すること を検討する……よう呼びかけること。
- ■20/20イニシアチブの実施を……再確 認すること。
- ■合意された目標を達成するために必要な前進を加速させる一助となりうる… …積極的な経験および戦略を共有する ため、各国間の水平的技術協力を増や すこと。
- ■子どもの権利および福祉が促進および 保護されれば公正かつ持続可能な人間 開発の促進が可能であることを認識す ること。個人としての子どもの発達は、 人間社会の発展、したがって世界の未 来の形成と本質的に関連している。
- ■このコンセンサスでは取り上げられていない、今後生ずるであろう予想外の課題に対応すること。そのようなすべての場合において、差別の禁止、子どもの最善の利益、最大限の生存および発達ならびに子どもと青少年の参加という諸原則にもとづいて決定が行われる。

### 新たなミレニアムにおける、正義および公正に もとづいた子どもと青少年のための団結 パナマ宣言

イベロアメリカ21カ国の国家元首と政府の長が、2000年11月17~18日にパナマシティで開かれた第10回イベロアメリカ・サミットに集まり、子どもの権利を保護するためにあらためて努力するよう呼びかける文書を発表した。詳細にわたるその宣言は、以下の前文に示された認識にもとづいている。

われわれ、2000年11月17日および18日の第10回イベロアメリカ・サミットの機会にパナマシティに集まったイベロアメリカ21カ国の国家元首および政府の長は、人権の普遍性、不可分性および相互依存性の原則にもとづいて持続可能な人間開発、民主的強化、公正および公正を達成するためには子どもと青少年に特別な注意を向けることが必要不可欠であると確信し、あらためて、その権利、福祉および全人的発達の尊重を確保するための政策を立案しかつプログラムおよび行動を促進する目的でイベロアメリカの子どもと青少年の状況をともに検討することにした。

われわれは、メキシコのグアダラハラで開かれた第1回サミット以降の進展を 歓迎するとともに、政治的対話および連 帯のための恵まれた場であるイベロアメ リカ国家共同体を団結および強化させる 深い親和力に、満足感とともに留意する。 この国家共同体は国際舞台においてます ます積極的な、かつ影響力のある役割を 果たすようなっている。

われわれは、民主主義および法治国家 の促進および防衛、政治的多元主義およ び文化的アイデンティティ、ならびに、 発展に対する権利を含む市民的、政治的、 経済的、社会的および文化的側面におけ る人権、国際関係における主権および領 土保全の尊重、不介入、武力の不使用お よび武力行使をたてにとった脅迫の不使 用の諸原則の尊重、紛争の平和的解決、 および、平和、安定および正義の状況の もとで自らの政治体制を自由に構築する すべての人民に対するコミットメントを 再確認する。これらの諸原則はイベロア メリカの子どもと青少年にわれわれが残 す遺産の一部である。

国際貿易の拡大はわれわれ各国の繁栄にとって決定的に重要であると確信し、 われわれは、自由であり、開かれた、差別のない、安全かつ透明な多国間貿易システム、地域的統合、開かれた地域主義、 および、公正の条件のもとでの世界のさ まざまな地域間の経済的関係の深化を発 展させていくことに対する、個別的およ び集団的コミットメントを再確認する。

必然的に、われわれは、国際法、国連 憲章または支配的な国際貿易法に違反し て実施される国内法の域外適用または一 方的措置を、いかなるものであれ強硬に 拒絶するものである。したがって、われ われは、そのような措置を緊急に廃止す る必要があることをあらためて繰り返す とともに、アメリカ合衆国に対し、国連 総会の関連決議にしたがってヘルムズ・ バートン法の実施を停止するよう再度促 す。

われわれはまた、各国の人口の合計が まもなく6億人に達すること、および、 子どもと青少年はこの地域の人民の過半 数を占めており、かつ創造性、エネルギ ー、ダイナミズム、独創力および社会の 再生の源であることを強調したい。

われわれは、乳児および5歳未満児死 亡率の削減、予防接種により予防可能な 一部の疾病の根絶、初等教育における就 学率および卒業率の向上ならびに非識字 率の削減の面で、この地域のほとんどの 国が成功を収めてきたことを喜ぶもので ある。しかしながら、高い貧困率および 絶対的貧困率、社会的排除および社会経 済的不平等の状況ならびに不充分な衛生 設備および保健サービスが根強く残って いること、および、多くの指標によって 欠点および後進性が明らかにされている ことは、積極的な傾向を強化し、かつ子 どもと青少年の権利の効果的遵守を保障 するために、あらためて集団的努力を行 わなければならないことを示している。

われわれはまた、乳幼児および青少年 が、その性質上、否定的な社会経済的要 因にとりわけ影響されている年齢層であ ることも強調したい。このような事態に 対しては、家族による遺棄、父親として 無責任なあり方、そして、法律との抵触 のような事情によって引き起こされてい る社会構造および家庭構造の弱体化がも たらす悪影響を解消し、または相当程度 少なくするために、断固として対応する ことが必要である。

われわれは、子どもと青少年が社会に おける権利の保有者として基本的重要性 を有していること、および、子どもと青 少年の利益となることを目的とし、かつ その権利を保障するために機能する社会 政策の立案および執行において国が指導 的な規制の役割を果たすことを認識する。 われわれは、今日のグローバル市場が提 供する機会および課題に照らして、子ど もと青少年の可能性の全面的発達および その社会的統合のための基盤を構築する ことに対する決意を、あらためて表明す るものである。

したがってわれわれは、国連子どもの権利条約、および、世界的なものか地域的なものかは問わずその他の条約、宣言および国際文書に掲げられた諸原則および目標に対するコミットメントを再確認する。各国政府は、このような国際文書を通じて、子どもと青少年の権利の尊重、いっそう高い水準の福祉に対する子どもと青少年のアクセス、および包括的発展プログラムへの子どもと青少年の効果的参加を保障すると約束しているのである。

#### 子どもに関するアラブ地域・ 市民社会フォーラム ラバト宣言

「子どもに関するアラブ地域・市民社会フォーラム」は2001年2月15~19日にモロッコのラバトで開催され、21カ国から NGO、議員、メディア、若者の代表約250人の参加を得た。この会合はアラブ子ども・発達評議会、アラブ人権研究所、モロッコ子どもの権利監視機関、ユニセフの4者の共催によるものである。会合では、子どもの権利という文化の構築、幼児期、教育、ITへのアクセス、思春期、紛争、貧困、児童労働、子どものためのグローバル・ムーブメントにおける市民社会の構成員の役割など、同地域の子どもの状況に関わるテーマを取り上げた27本の報告書について討議が行われた。フォーラムでは「ラバト宣言」が発表された。

- ■10年以上前、1990年に世界の指導者たちが国連本部に結集し、「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」および「宣言を実施するための1990年代における行動計画」を採択したので、
- ■アラブ諸国は、国際社会のなかにあって、宣言に対するコミットメントを表明し、かつ、子どもの現在および未来の条件の向上を確保するために宣言の規定を実施しかつその諸原則を活性化させると誓約した国々に含まれていたので
- ■子どもの権利条約(CRC)は、健康および教育の分野で子どもを保護するとともに、あらゆる狂信や憎悪からはほど遠い福祉と安定した環境のもと、かつ暴力、殺人または戦争の悲劇から子どもを保護する雰囲気のもと、子どもの家庭における愛情に満ちた条件を充足することを目的としたものであるので
- ■アラブ地域の各国政府は、条約の精神の実施を促進するとともに、子ども期のあり方を変革し、かつ、子どもにふさわしく、差別のない世界で暮らすあらゆる機会を子どもたちに提供するための効果的アプローチをとるために必要なイニシアチブおよび措置をとることにコミットしているので、
- ■条約の実施を立案、運営およびフォローアップすることにおいて、または、地域および国際社会の双方のレベルでパートナーシップを調整、構築することに加え、子どもたちの立場を向上させ、適切なアプローチを発展させ、かつそのための法律を制定することを目的とした戦略を採択するよう、政治的指導者、政府、民間セクターおよび議会に注意を向けるよう求め、提案し、または圧力をかけるという面で、市民社会組織が重要な役割を果たすことを認識し、
- ■子どもたちの未来は、子どもにふさわ しい世界に生きたいとする子どもたち の意思にかかっていること、つまり、 権利と意見を持った市民として、政治

- 的、経済的、社会的決定に参加することを含む、強く、豊かな意思に基づい た世界であることを念頭におき、
- ■子どもの生存および発達は道徳的な人道主義的営みであり、かつ社会のすべての構成員の責任であって、そのため、パートナーシップを増進すること、国境を超えた非政府組織間の関係を確立すること、および、子どもたちの不幸を悪化させかつその死を早めるのではおよび貧困緩和を目的として、さまか野における子どもプログラムに関連した経済政策を促進するためが裏まな形で活用することが必要となるので、
- ■アラブ子ども・発達評議会、アラブ人 権研究所、モロッコ子どもの権利監視 機関およびユニセフの招きにより、 2001年2月15~19日にかけてラバトで 会合したアラブ諸国およびアラブ地域 の非政府組織および市民社会の代表は、 以下のことを強調する。
- ■われわれは、子どもの権利条約に内在する価値観を、自分たちの共同意志が国際社会の意思と一致する基盤となる最低限の基準として活性化することを目的として、世界全体およびとくにアラブ世界全域の子どもたちの最善の利益のために自分たちのあらゆる努力、経験および能力を活用するために、おたがいに調整しながらかつパートナーシップを組みながら活動していかなければならないこと。
- ■われわれは、地域機関および国際機関ならびに世界中の国、政府および指導者に対して、条約をしっかりと遵守するとともに、戦争、制裁および疾病のない完全平等の世界における、子どもたちとその生活、安全および尊厳のための経済政策および発展政策を立案するよう呼びかけなければならないこと。
- ■われわれは、子どもたちの未来を構築 することは子どもたち自身を通じて、

- かつ子どもたちとともにとりくむこと で初めて可能になるという固い信念に もとづき、子どもの参加および貢献を 自分たちの目的のひとつにしなければ ならないこと。
- ■われわれは、アラブ諸国の政府に対し、 子ども、青少年および若者の権利を保 謹および保障する義務 ならびに 子 どもの能力を構築し、かつそのニーズ に対応するために必要なあらゆる便益 および機構を提供する義務を忠実に遵 守するよう、あらゆる手段を尽くして 促さなければならないこと。この流れ において、アラブ諸国の政府は、国内 法が子どもの権利条約の精神および内 容に一致することを確保し、あらゆる 人権条約を支持するとともに、それら の条約に対する留保を撤回し、 基本的 自由の領域を増進させ、かつ、権利お よび法律を基盤として建設された国に おいて反対意見を民主的に尊重するよ う、促されなければならない。
- ■われわれは、制裁およびボイコットを解除すること、戦争、武力紛争および 占領の停止を唱道すること、および、 それらがパレスチナ、イラク、スーダン、リビア、ソマリア、ゴラン高原占 領地域その他の場所で被害を受けてい る子どもたちに及ぼしている破壊的な 影響を緩和することに向けて活動して いくことに対し、決意を新たにしなけ ればならないこと。

## 用語解説

エイズ

後天性免疫不全症候群

**ANDI** 

Agencia de Noticias dos Direitos da Infancia (子どもの権利通信社)

ARI

急性呼吸器感染症

AZT

抗レトロウィルス薬アジドチミジンの略称

**BRAC** 

バングラデシュ農村振興委員会

CEE

中央・東ヨーロッパ

CIS

独立国家共同体

DPT3

ジフテリア、百日咳および破傷風を対象とした3種混合ワクチン

ECD

幼児期発達

EDC

とくに困難な状況にある子ども

FGC

女性性器切除

FGM

女性性器切除

**FOKUPERS** 

東ティモール女性連絡協議会

G7

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国およびアメリカ 合衆国

G8

G7にロシア連邦を加えたもの

GAVI

ワクチンと予防接種のための世界同盟

**GNP** 

国内総生産

Hib

b型インフルエンザ菌

HIPC

重債務貧困国イニシアチブ

#### HIPC認定国

世界銀行およびIMFの定義により維持不可能な債務負担を抱えており、商業的融資には不適格であり、確立された債務救済機構の適用後も債務を維持可能な水準に持っていくことができない貧困国。

HIV

ヒト免疫不全ウィルス

IMF

国際通貨基金

NAC

ノルウェー・アフガニスタン委員会

NGO

非政府組織

MMR

妊産婦死亡率

MobiNil

モビニル (エジプト・モバイルサービス社)

MTCT

(HIVの) 母子感染

ODA

政府開発援助

OECD

経済協力開発機構

**PYALARA** 

リーダーシップと権利の活性化のためのパレスチナ青年連盟

SOLWODI

苦境にある女性との連帯

STI

性行為感染症

Tostan

セネガルの非政府組織。「トスタン」という名称はウォロフ語で「画期的前進」を意味する

U5MR

5歳未満児死亡率

VAD

ビタミンA欠乏症

WHO

世界保健機関